

令和7年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 性被害防止対策に係る保育所等の設備導入支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものであって、福岡市以外の者が設置したものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第39条第1項の規定により設置された保育所をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する施設

(3) 保育所型認定こども園

第1号のうち、認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づき認定した施設

(4) 地域型保育事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

(5) 認可外保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）をいう

(事業の範囲)

第4条 補助金の交付は、全て予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、保育所等を設置経営する法人その他の団体の代表者又は個人（以下、「保育所等設置者」という。）が、第3条に定める対象施設において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業をいう。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業の実施に要する経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

(1) 他の補助金の交付対象となる事業の経費

(2) 既存設備の改修・修繕・取り外し等の経費

(3) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象施設1施設当たり10万円を基準額とし、基準額と補助対象経費の実支出額（ただし寄付金その他の収入額がある場合は、実支出額からこれらを控除した額）を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第8条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途通知する日までに、性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、市長が別途通知する。

3 申請者は、申請書を提出するにあたって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、速やかに通知を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (9) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

（実績報告）

- 第12条 第10条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、令和8年3月31日までに性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 2 実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 対象期間内に補助対象設備の購入や更新を行ったこと及びその料金を確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
 - 3 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の確定等）

- 第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（申請の取り下げ）

- 第14条 第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金交付取下書（様式第5号）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の決定取消し及び返還）

- 第15条 市長は、補助金の決定を受けた者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決

定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(期間)

この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。なお、令和8年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

様式第1号

令和7年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金
交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所又は所在地
申請者の団体名及び
代表者の職・氏名
(又は氏名)

標記の補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 施設種別 _____
- 3 補助金の申請額 _____円

- 4 補助事業の執行に関する収支計画
※収入・支出の部の計は一致する

区 分		金 額	説 明
収 入 の 部	福岡市補助金収入		
	自 己 資 金		
	計		
支 出 の 部	性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業に要する費用		
	計		

5 性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金交付要綱
第8条(補助対象者)及び第16条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名	生 年 月 日 元号 大正：T 昭和：S 平成：H
(フリガナ)	T・S・H 年 月 日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第6号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第6号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が市税の課税状況や納付状況の照会確認及びこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が市税を滞納していたとき又は暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請者が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

様式第 2 号

令和 7 年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金
交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 補助金内示額 _____円
- 3 補助金交付予定時期 _____

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 30 日以内とする。
- (9) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号

令和7年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所又は所在地

申請者の団体名及び

代表者の職・氏名

(又は氏名)

性被害防止対策に係る保育所等の設備導入支援事業費補助金が完了しましたので、下記のとおり報告します。

対象施設名	
補助事業の実施状況	補助事業の収支報告書
補助金内示額	円
補助金清算額	円
事業実施終了日	令和 年 月 日
(備考)	

様式第4号

令和7年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金
確定通知書

令和 年 第 号
月 日

様

福岡市長

先に交付決定した性被害防止対策に係る保育所等の設備導入支援事業費補助金については、実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 補助金確定額 _____円
- 3 補助金交付予定時期 _____
- 4 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

様式第5号

令和7年度性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業費補助金
交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所又は所在地

申請者の団体名及び

代表者の職・氏名

(又は氏名)

先に決定を受けた性被害防止対策に係る保育所等の設備導入支援事業費補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

1 対象施設名 _____

2 補助金内示額 _____円

3 交付決定通知書の受領年月日

年 月 日

4 取下理由

様式第7号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました令和
年度性被害防止対策に係る保育所等の設備導入支援事業費補助金における消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額又は実績報告額 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額) 円

- 3 添付資料
記載内容を確認するための書類 (2の金額の積算の内訳書等)